

高知県産業振興推進総合支援事業実施要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業実施要領</p> <p>(第1 省略)</p> <p>第2 補助対象事業</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 要綱第3条第4号及び第5号の「中山間地域等」とは、次のいずれかに該当する地域をいう。  (1) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域  (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域  (3) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域  (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域  (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)  (6) (1)から(5)までのほか、これらと同等に条件が不利であると知事が認める地域</p> <p>4 要綱第7条第1項ただし書の「地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に準ずると認められる取組」とは、今後、産業振興計画への追加が予定される取組であって、地域アクションプランフォローアップ会議が認めたものとする。</p> <p>5 要綱第3条各号及び第6条第2項の「知事が別に定める要件」は、別表第1に定めるとおりとする。  (第3・第4・第5 省略)</p> <p>第6 補助事業の採択等</p> <p>要綱第7条第1項に定める「知事が別に定める手続」は、次のとおりとする。</p> <p>1 事業実施主体が市町村等<sup>等</sup>の場合(要綱第5条の2第1号及び第2号の場合を含む。)  別記第1号様式による事業採択申請書に別表第2に定める書類を添えて知事に提出するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第7 補助金の交付の申請</p> <p>1 省略</p> <p>2 一般事業、特別承認事業、<b>中山間地域雇用創出事業及び雇用奨励金事業</b>  補助金の交付申請に当たって、事業採択を受けた補助事業の内容の変更は原則認められない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、事前に知事に協議し、その指示を受けなければなら</p>	<p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業実施要領</p> <p>(第1 省略)</p> <p>第2 補助対象事業</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 要綱第7条第1項ただし書の「地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に準ずると認められる取組」とは、今後、産業振興計画への追加が予定される取組であって、地域アクションプランフォローアップ会議が認めたものとする。</p> <p>4 要綱第3条各号及び第6条第2項の「知事が別に定める要件」は、別表第1に定めるとおりとする。  (第3・第4・第5 省略)</p> <p>第6 補助事業の採択等</p> <p>要綱第7条第1項に定める「知事が別に定める手続」は、次のとおりとする。</p> <p>1 事業実施主体が市町村等<sup>等</sup>の場合(要綱第5条の2第1号及び第2号の場合を含む。)  別記第1号様式による事業採択申請書に別表第2に定める書類を添えて知事に提出するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第7 補助金の交付の申請</p> <p>1 省略</p> <p>2 一般事業及び特別承認事業  補助金の交付申請に当たって、事業採択を受けた補助事業の内容の変更は原則認められない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、事前に知事に協議し、その指示を受けなければなら</p>

新	旧
<p>ない。</p> <p>第8 実績報告等 要綱第15条第1項の「知事が別に定める書類」は次のとおりとする。 (1)～(3)省略</p> <p>(第9 省略)</p> <p>附則 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 2 従前の要領及び「高知県産業振興推進総合支援事業の運用について」は廃止する。</p> <p>附則 この要領は、平成23年5月10日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成28年12月22日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成29年5月18日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和元年5月30日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和3年4月15日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和4年4月28日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月11日から施行する。</p> <p>附則</p>	<p>ない。</p> <p>第8 実績報告等 要綱第14条第1項の「知事が別に定める書類」は次のとおりとする。 (1)～(3)省略</p> <p>(第9 省略)</p> <p>附則 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。 2 従前の要領及び「高知県産業振興推進総合支援事業の運用について」は廃止する。</p> <p>附則 この要領は、平成23年5月10日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成28年12月22日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成29年5月18日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和元年5月30日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和3年4月15日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和4年4月28日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月11日から施行する。</p> <p>附則</p>

新	旧
<p>この要領は、令和6年4月3日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>この要領は、令和6年4月3日から施行する。</p>